

## 障害者の「働く場」に対する発注促進税制の延長（所得税、法人税）

### 大綱の概要

支援事業所取引金額が増加した場合の3年以内取得資産の割増償却制度について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に伴う所要の規定の整備を行った上、その適用期限を2年延長する。

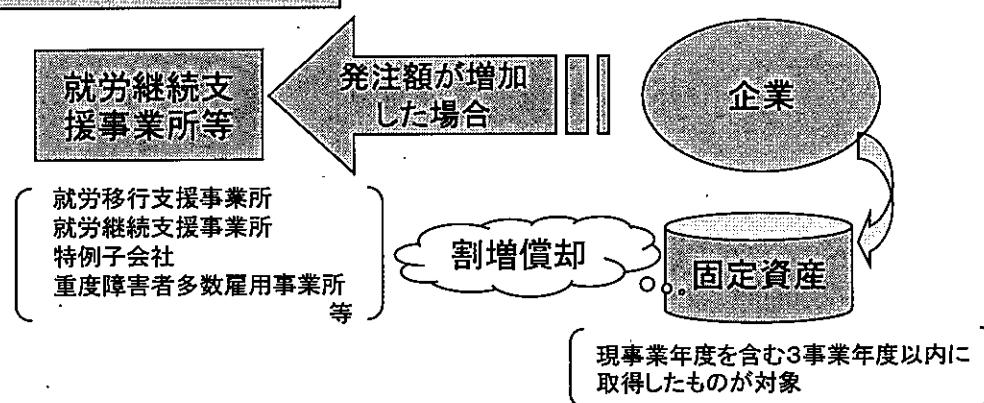
### 制度の仕組み

- 障害者の「働く場」に対する発注を前年度より増加させた企業について、企業が有する固定資産の割増償却を認める。
  - ・青色申告者である全ての法人又は個人事業主が対象。
  - ・固定資産は、事業の用に供されているもののうち、現事業年度を含む3事業年度以内に取得したもの。
- 割増しして償却される限度額は前年度からの発注増加額（※）  
(※)固定資産の普通償却限度額の30%を限度とする。
- 5年間の时限措置から2年延長
  - ・企業（法人）：平成20年4月1日～25年3月31日 → 27年3月31日
  - ・個人事業主：平成21年1月1日～25年12月31日 → 27年12月31日

### 税制優遇の対象となる障害者の「働く場」

- ・就労移行支援事業所
- ・就労継続支援事業所（A型・B型）
- ・生活介護事業所
- ・障害者支援施設（生活介護又は就労移行支援を行う事業所）
- ・地域活動支援センター
- ・障害者雇用促進法の特例子会社
- ・重度障害者多数雇用事業所

### イメージ図



### 普通償却限度額

$$\text{償却限度額} = \frac{\text{普通償却限度額}}{+} + \text{前年度からの発注増加額(※)}$$

[※ 対象となる固定資産の普通償却限度額の30%を限度とする。]

### 【具体例】

- ・固定資産が1,000万円（償却期間10年、定額法）
- ・発注増加額が20万円の場合
- 普通償却限度額(①) =  $1,000\text{万円} \times 10\% = 100\text{万円}$
- 発注増加額(②) =  $20\text{万円}$
- (合計) 傷却限度額(①+②) =  $120\text{万円}$

[例えば発注増加額が50万円の場合、減価償却資産の普通償却限度額（100万円）の30%（30万円）が限度となるため、償却限度額は130万円となる。]